

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
9月9日  
(金曜日)

## 目次

告示  
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………一  
公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)……………一  
公告  
大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課)……………二  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………二  
公共測量の実施(監理課)……………三  
教委告示  
山口県指定史跡の指定……………三



### 山口県告示第四百八十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月九日

山口県知事 二井 関 成

一 河川の名称

厚東川水系古川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年九月九日

三 廃川敷地等の位置

宇部市大字末信字西中塚七七番二

七七番五

七七番七

七七番六

八二番五

八二番四

八二番二

七五番五

七五番六

七六番二

八三番二

七五番七

七五番二

八六番二

八五番二

八七番二

七四番三

八八番二

八九番二

九〇番二

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二、二二二・四〇平方メートル

### 山口県告示第四百九十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成十七年九月九日から同月二十九日までの間、山口県土木建築部港湾課、長門土木建築事務所及び長門市経済建設部建設課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年九月九日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

長門市仙崎字漁港南四二九五の一〇地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次結んだ線及び1の地点と5の地点を結ぶ平成十六年秋分の満潮位(D・L・+〇・七九メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 長門市仙崎の大泊山三等三角点(北緯三四度二四分一九・一〇三秒東経

一三一度二分二一・五〇六秒)(以下「基準点」という。)から一九七度一〇分五一秒一、四八二・五二メートルの地点

2の地点 1の地点から二六六度三分四六秒二七六・八〇メートルの地点

3の地点 2の地点から二五六度三分四六秒五・一五メートルの地点

4の地点 3の地点から二六六度三分四六秒三・四一メートルの地点

5の地点 4の地点から二五六度一六分三四秒五五・〇四メートルの地点

(三) 面積

一六、八九六・八〇平方メートル

二 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

長門市仙崎字漁港南四二九五の一、四二九五の三、四二九五の一〇、四二九五の一三及び四二九五の一四地内並びに同字四二九五の一〇から同字四二九五の一四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から一九四度二七分一六秒一、四四三・〇七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六六度二三分四六秒一四〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一八六度一九分五三秒一五四・七四メートルの地点

④の地点 ③の地点から二五六度一六分三四秒九〇・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三四六度一七分五九秒二九〇・二五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から七六度一九分一二秒六三・六六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三四六度二三分四六秒五・〇〇メートルの地点

(三) 面積

三七、七六二・六〇平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 出願人

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 出願の年月日

平成十七年七月二十八日



(四七九) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成十七年九月九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルビ

所在地 山口市中市町六番九号

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

三、四九〇平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十七年八月十八日

(四八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年四月十五日山口県公告(二二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり美称



平成十七年九月九日印刷  
平成十七年九月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）